

仙台スタートアップスタジオ推進業務仕様書

1. 委託業務名

仙台スタートアップスタジオ推進業務

2. 背景

本市では、スタートアップを経済成長のエンジンと位置付け、地域経済の持続的な成長に向けた取り組みとして、スタートアップの成長支援や次世代の人材育成を進めている。令和6年3月に、アーバンネット仙台中央ビル内にスタートアップのためのワンストップ支援拠点「仙台スタートアップスタジオ」を開設し、スタートアップ支援や各種イベントの開催等を通じて、スタートアップの機運醸成、ノウハウ習得、ネットワーク形成の機会創出に取り組んできた。

3. 事業概要・目的

本業務では、スタートアップを対象とした产学研官金連携による相談から個別支援までのワンストップ支援拠点「仙台スタートアップスタジオ」の運営を通じて、域内スタートアップの発掘・育成、スタートアップへのナレッジシェアや支援者とのマッチング機会の創出、他支援機関等と連携した機運醸成を図ることを目的とする。

この取り組みを通じて、スタートアップ支援体制の一層の充実を図り、仙台・東北から社会的・経済的インパクトをもたらし、世界を変えるスタートアップが連続的に生まれるよう、スタートアップ・エコシステムの発展を目指す。

4. 業務の内容

(1) 仙台スタートアップスタジオの運営

①スタートアップを対象とした相談窓口の運営

本市職員や地域内外のスタートアップ支援に知見を有する支援者等と連携し、対面やWEB会議システム、メール等を使用して、スタートアップを対象とした相談体制を構築すること。また、相談内容を適宜委託者と共有し、連携しながら運営すること。

i. 開設場所

アーバンネット仙台中央ビル2階コワーキングスペース内（仙台市青葉区中央4丁目4-19）に設置することとし、アーバンネット仙台中央ビル運営者等と連携して相談体制を構築すること。

ii. 相談体制

スタートアップの相談ニーズに対応できるよう、委託者と協議の上、スタートアップのビジネスモデルのブラッシュアップや事業成長支援ができる専門家等を相談員として選定し、相談体制を構築すること。上記相談員に加え、相談内容や相談者の要望に応じ、仙台スタートアップスタジオに参画するアドバイザリーボード、メンターズボックスのメンバーとの面談調整を行うこと。月2回以上、アーバンネット仙台中央ビル内の対面での相談会を開催し、新規相談獲得や相談機能の周知拡大に繋げること（相談会の開催については、事前に日程や相談員を設定の上、周知することを前提とする）。

上記の他に、ホームページや本市の他プログラム等を通じて相談依頼があった場合には、対面また

はオンラインで対応を行うこと（対面での相談は、原則アーバンネット仙台中央ビル内、本市シェアオフィスにて実施すること）。詳細については別途委託者と協議の上、決定する。

専用のメールアドレスやWEB会議システムの有料アカウントを取得し、オンラインでの相談に対応をできる体制を整えること。相談員は、域内の創業支援・スタートアップ支援メニューの情報収集や、域内他のスタートアップ支援機関と積極的に連携することで、相談者へ有益な情報提供ができるよう努めること。外国人相談者への対応ができるよう、翻訳アプリ等を活用し日英対応可能な体制を整えること。

②創業前～創業直後のフェーズを対象としたアクセラレーションプログラムの実施

スタートアップを立ち上げようとしている、または立ち上げた直後のスタートアップに特化したアクセラレーションプログラムを実施すること。

i. 目的

仙台・東北を拠点とするスタートアップの数を増やすとともに、初期フェーズの域内スタートアップの事業確度を向上させることで、継続的なスタートアップの創出・初期成長に繋げること。

本プログラムの参加スタートアップが、プログラム修了後に、域内外の支援施策を積極的に活用し、加速的に成長していく循環を生み出すことを目標とする。

ii. 対象

事業アイディアがある程度固まっており、概念・仮説検証や、初期の資金調達に向けてスピード感を持って動いていく意欲のある起業家、特に、本市が別事業として行っている仙台グローバルスタートアップ・キャンパス（SGSC）の卒業生は積極的に本プログラムにて支援を行うこと。

iii. 内容（以下の支援内容を想定するが、詳細は委託者と協議の上、決定する。）

- ・初期のスタートアップに必要不可欠なノウハウの習得や実践（事業アイディア・コンセプト設計、仮説立案・検証、顧客ヒアリング、初期の資金調達等）、アイディアのアウトプットやネットワーク機会の提供等。
- ・プログラムは3か月程度の支援期間とし、募集→採択→支援のサイクルを少なくとも2回以上、実施すること。
- ・支援終了時には、採択者の成果発表の場を設けること。
- ・本プログラムの実施においては、アドバイザリーボードやメンターズボックス等の専門家との連携、本事業内で開催するイベントとの連携による採択者の発掘やプログラムの発信、アーバンネット仙台中央ビル（YUI NOS）との連携等、本事業に関連するリソースをフル活用して取り組むこと。
- ・本プログラムの活動時には、採択者と地域の産官学金の支援者とのマッチング機会を積極的に創出すること。

③アドバイザリーボード及びメンターズボックスのメンバーによる個別アドバイス

i. アドバイザリーボードの運営

仙台経済同友会との連携のもと、仙台・東北の経営者による事業成長・拡大に向けた経営、組織づくり、販路拡大等に関するアドバイスを行う体制「アドバイザリーボード」について、事務局として、

相談者の課題の明確化、アドバイザリーボードのメンバーとの日程調整、相談への同席、アドバイザリーボードのメンバーへの謝金等の支払いを行うこと。

なお、アドバイザリーボードのメンバー選定は委託者が行うものとする。

ii. メンターズボックスの運営

首都圏等で活躍するスタートアップ経営者、ベンチャーキャピタル、エンジェル投資家を中心としたメンバーによる新規事業の練り上げや資金調達など、事業の立ち上げに向けたアドバイス等を行う体制「メンターズボックス」について、事務局として、相談者の課題の明確化、メンターズボックスのメンバーとの日程調整、相談への同席、メンターズボックスのメンバーへの謝金等の支払いを行うこと。

なお、メンターズボックスのメンバー選定は委託者と相談の上、決定すること。

アドバイザリーボード及びメンターズボックスへの謝金等として、500,000 円を計上すること。活用状況に応じて必要が生じた場合は、年度途中における当該金額の増加について委託者と協議することとする。

相談窓口や、「4. (1)④事業の立ち上げや成長、コミュニティ形成等に資するイベントの開催」において、アドバイザリーボードやメンターズボックスを積極的に活用すること。

④事業の立ち上げや成長、コミュニティ形成等に資するイベントの開催

i. 目的

スタートアップ・エコシステムの発展を図るため、起業を志す若者（大学生等）の発掘・育成及びスタートアップの事業成長に資するイベントを開催すること。

ii. 対象

起業を志す若者、スタートアップ、スタートアップ支援者等

iii. 実施内容

- ・セミナー、ワークショップ、交流会等のイベントを、主催イベント及び持ち込みイベントを含め、月2回程度開催すること。スタートアップ支援団体等から連携イベントの持ち込みや企画の提案があった場合には、委託者と協議の上、開催を検討し、提案者と連携して企画・運営を実施すること。
- ・相談窓口利用者やアクセラレーションプログラム採択者の発掘等を目的として、イベント内でのショートピッチ企画等、相談窓口利用者にとっても有益となる企画内容を検討の上、適宜実施すること。
- ・スタートアップに対する投資の呼び込み等を目的として、域内外のスタートアップ支援者や海外アクセラレーター等とも積極的に連携すること。
- ・外国人参加者向けに翻訳アプリ等を活用し日英対応可能な体制を整えること。
- ・テーマの設定、登壇者の選定、開催回数、実施場所の決定にあたっては、委託者が別途実施する事業との重複がないよう委託者と協議の上、実施すること。

iv. 実施場所

原則としてアーバンネット仙台中央ビル内で開催することとする。ただし、受託期間中に市内のコワーキングスペース等と連携したイベントの持ち込みや企画の提案があった場合は、委託者と協議の

上、企画・開催すること。

なお、アーバンネット仙台中央ビル1階イノベーションスペースについては、年間最大24日まで委託者より会場提供する。その他、必要な会場費及びイベント運営費を計上すること。

⑤オンラインコミュニティ（TOHOKU STARTUP BIOTYPE）の運営

スタートアップや支援者が集まるオンラインコミュニティ（TOHOKU STARTUP BIOTYPE）について、令和7年度受託者より運営を引き継ぎ、担当者を配置して継続的かつ円滑な運営を行うこと。

参加者が問題なく情報発信や交流を行える環境を維持するとともに、コミュニティの拡大及び活性化に資する取り組みの提案や検討を行うこと。また、以下の施策を行うこと。

- ・仙台スタートアップスタジオのイベントや相談機能の発信
- ・コミュニティ会員からの新規相談の獲得及び対応
- ・不適切な行動や言動に対する監視

(2)スタートアップ・エコシステム拠点都市関連事業の実施

①コンソーシアム会員向け意見交換会の開催

仙台・東北地域におけるスタートアップ・エコシステムの発展に向け、仙台・東北スタートアップ・エコシステム・コンソーシアムとしての目指す姿やそこに至る指標としてのKGIなどに関する仮説立案に向けたコンソーシアム会員間での議論を行うことを目的とした意見交換会を仙台市内で年5回程度実施すること。会の進行や取りまとめを行うファシリテーターの設定、会の終了後に議論の内容をまとめたレポートの作成、会場確保を含めた事務局業務を行うこと。「4.(1)④事業の立ち上げや成長、コミュニティ形成等に資するイベントの開催」と日程をあわせて開催しても構わない。

東北全域から広く参加ができるよう、ハイブリッド形式での開催を基本とする。

②コンソーシアム会員向け勉強会及び交流会等の開催

本市や東北大学、東北経済産業局、東北各県が実施するスタートアップ関連イベントと連携し、コンソーシアム会員向け勉強会及び交流会等を、東北域内で年3回程度実施すること。なお、令和7年度実績として、設立記念イベント（仙台市）、北東北勉強会（盛岡市）、南東北勉強会（福島市）の計3回を実施した。

東北各県の支援機関におけるスタートアップ支援に関する課題やニーズの共有、ならびに関係機関とのネットワーキング強化に資するよう、テーマ、登壇者、実施回数、実施場所については、委託者と協議の上、決定すること。勉強会及び交流会の様子を録画し、後日配信できる体制を整えること。

(3)ホームページを活用した情報発信

本業務の実施内容の周知・広報にあたり、前年度事業者が開設した仙台スタートアップスタジオ及び仙台・東北スタートアップ・エコシステム・コンソーシアムホームページを活用し、積極的な情報発信を行うこと。また、当該ホームページの保守運用・改修費として880,000円を計上すること。

なお、ホームページの改修内容及び改修時期については、委託者と協議の上、決定すること。

(4)展示会への出展

仙台・東北のスタートアップ・エコシステムの情報発信及び域内で活躍するスタートアップの周知等を目的として、国内で開催される展示会への出展を年間2回程度行うこと。なお、出展する展示会のうち「SusHi Tech Tokyo」への出展は必須とし、その他の展示会については、委託者と協議の上、決定すること。これらの出展に係る経費として、1,000,000円を計上すること。

(5) 実施拠点の確保及び利用料の支払い

本業務の遂行にあたり、アーバンネット仙台中央ビル内に、事業を効果的に実施することができる拠点を確保すること。実施拠点については、委託者と協議の上、決定するものとし、必要な月額利用料及び保証料について支払いを行うこと。なお、利用料及び保証料支払い費用として3,000,000円を計上すること。

(6) アンケート等の実施

支援対象スタートアップ及びイベント参加者に対してアンケート等を実施し、業務の効果を把握するとともに、次回以降の業務改善に活用すること。また、改善状況や課題を踏まえ、定期的に改善策を提示すること。

(7) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(6)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連携先との連携内容等を取りまとめた報告書(データ及びA4紙媒体)や写真・映像データ等を提出すること。

(8) その他

- ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援事業との連携を図るよう努めること。
- イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたること。

5. 本事業の数値目標 (KPI)

- ・相談窓口の運営を通じて、100件の相談を獲得すること。
- ・相談窓口の運営や本事業の活動を通じて、アクセラレーションプログラムの継続的な採択候補者発掘に繋がるよう、アクセラレーションプログラムへの参加対象となる起業家を20者発掘すること。
- ・アクセラレーションプログラムを通じて、10者以上の起業家を支援すること。
- ・主催イベント及び持ち込みイベントを含め、各回平均参加者数30名以上、年間イベント参加者総数1,000名以上の集客を目指すこと。また、SNSをはじめとする適切な広報媒体を活用し、市内及び東北域内の支援拠点への周知等を通じて積極的に発信し、イベント集客に取り組むこと。

6. 委託料

委託料の上限額は 43,200,000 円（消費税及び地方消費税含む。）。

7. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

8. その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項は委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、隨時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況について、隨時委託者に報告するとともに、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>）に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

以上